

定款

株式会社 リコー

2015年6月19日 改正

株式会社リコ一 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社リコーと称し、英文では、RICOH COMPANY,LTD.と表示する。

(本店所在地)

第2条 当会社は、本店を東京都大田区に置く。

(目的)

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 光学機器、事務用機器、印刷用機器、音響機器、電気機器、電子機器、通信機器、精密機器、計測器、照明機器、医療健康機器、その他一般機械器具およびこれらの附属品消耗品の製造、販売。
2. 前号の製品およびその他製品に関する電子デバイスの製造、販売ならびに前号の製品およびその他製品に関するソフトウェアの作成、販売。
3. 前各号の製品に関する設置工事および電気通信工事。
4. 写真感光材料ならびに複写用紙類の製造、販売。
5. 写真感光材料諸原料ならびに化学工業諸薬品の製造、販売。
6. 紙類、パルプ、纖維、雑貨ならびにその副産物の製造、加工および販売。
7. 他の会社への投資またはその製造品の販売。
8. 前各号に掲げるものおよび各種商品の輸出入業務。
9. 前各号の製品に関する回収、リサイクル、古物の売買。
10. 電気通信事業および情報の処理、提供等の情報サービス業。
11. 業務代行役務の提供。
12. 環境に関する調査、解析、環境負荷低減に関するコンサルティング。
13. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業。
14. インターネット、ファックス、電話等を利用した通信販売。
15. 印刷、出版、総合リース、金融、貨物取扱、運送、倉庫、衣料、ホテル、不動産の賃貸・売買・仲介・管理に関する事業。
16. 前各号に附帯または関連する調査・研究開発・システムの構築およびコンサルティング。
17. 前各号に附帯または関連する一切の事業。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社は、株式を発行しその発行可能株式総数は、1,500,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。
(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

② 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印してこれを当会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任)

第21条 取締役は株主総会においてこれを選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会は法令に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決議する。

② 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任)

第31条 監査役は株主総会においてこれを選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集権者)

第33条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第35条 監査役会は法令に定める事項のほか、監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決議する。

② 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第41条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上